

【手帳について】

■ 身体障害者手帳

障がいの等級は、重い順に 1 級から 6 級まであります。

対 象	見ること（視覚障害）、聞くこと・平衡機能（聴覚・平衡機能障害）、ことば・音声・そしゃく機能（音声・言語機能・そしゃく機能障害）、手足（肢体不自由）、心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能、肝臓（内部機能障害）に一定期間以上継続する障がいがある方
内 容	手帳が交付されると、サービスの利用、更生医療費の支給、補装具の支給、日常生活用具給付、各種割引等が受けられます。 ただし、障がいの等級によって受けられるサービスの内容が異なります。
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 TEL 3 5 8 - 3 2 9 4

◆こんな時は…

- 手帳を紛失または破損してしまったり、障がい程度を変更・新たな障がいを追加する場合は、“再交付”の申請が必要です。
- 居住地、氏名が変わった場合は、“変更届”の提出が必要です。
- 治療により障がいに該当しなくなった場合や、手帳所持者が亡くなった場合には、“返還届”の提出が必要です。

◆判定機関

- 宮城県リハビリテーション支援センター（まなウェルみやぎ内）

〒981-1217

名取市美田園二丁目 1 番地の 4 まなウェルみやぎ

身体障害支援班（身体障害者手帳直通） TEL 7 8 4 - 3 5 9 1

■ 療育手帳

障がいの等級は「A」（最重度、重度）、「B」（中度、軽度）の2区分で記載されます。

対 象	知的障がい者（18歳以上）および知的障がい児（18歳未満）。 宮城県児童相談所、宮城県リハビリテーション支援センターにおいて、知的障がいと判定された方。
内 容	手帳が交付されると、サービスの利用、日常生活用具給付、各種割引等が受けられます。 ただし、障がいの等級によって受けられるサービスの内容が異なります。
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 TEL 3 5 8 - 3 2 9 4

◆こんな時は…

- 手帳を紛失してしまった場合、破損してしまった場合、記載欄に余白が無くなってしまった場合は、“再交付”の申請が必要です。
- 氏名、居住地が変わった場合は、“変更届”の提出が必要です。
- 手帳所持者が亡くなった場合は、“返還届”の提出が必要です。

◆再判定（手帳交付後の障がい程度の確認）について

原則として、18歳未満は2～3年ごとに、18歳以上は5年ごとに再判定が必要となります。判定の有効期限が切れる約4ヶ月前に、地域福祉課より、ご連絡いたします。

◆判定機関

[18歳未満の方]

- 宮城県中央児童相談所 黒川支所

〒981-3304 富谷市ひより台二丁目4番地2 TEL 3 4 1 - 6 9 8 5

[18歳以上の方]

- 宮城県リハビリテーション支援センター

〒981-1217 名取市美田園二丁目1番地の4 まなウェルみやぎ

知的障害支援班（療育手帳） TEL 7 8 4 - 3 5 9 0

■ 精神障害者保健福祉手帳

障がいの程度は、１級から３級まであります。

対 象	精神科の病気を患う方のうち、精神障がいのために長期にわたり、日常生活または社会生活に制限のある方。
内 容	手帳が交付されると、サービスの利用、各種税金優遇措置、公共施設等の利用料金の割引、自立支援医療（精神通院）の給付等が受けられます。 ただし、障がいの等級によって受けられるサービスの内容が異なります。
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 TEL 3 5 8 - 3 2 9 4

◆こんな時は…

- 発行から２年ごとに更新の手続きが必要です。
- 居住地や氏名が変わった場合は、“変更届”、手帳を紛失・破損した場合、障がい程度が変わった場合は、“再交付”の手続きが必要です。
- JR グループの運賃割引制度をご利用いただくためには、以下の３つに当てはまる精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が対象です。

①旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第１種又は２種と記載のある手帳

※記載は富谷市役所地域福祉課で行います。手帳原本を窓口までお持ちください。

②顔写真の貼付がある手帳（宮城県の刻印つき）

※貼付希望の方は手帳原本・顔写真（縦４cm×横３cm）１枚・申請書（窓口備付）を富谷市役所地域福祉課へご提出ください。顔写真が貼付された手帳の発行には１ヶ月半～２ヶ月程度要します。

③有効期限が切れていない手帳

◆判定機関

●宮城県精神保健福祉センター

〒989-6117

大崎市古川旭五丁目７－２０

総務班 TEL 0 2 2 9 - 2 3 - 1 6 5 8

【相談窓口・団体について】

■ 各種相談窓口

困りごとに応じて、様々な相談先があります。ご参考にしてください。

① サービスの申請等

名 称	内 容
富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課	各種手続・申請の窓口、障がいに関するご相談 ※ 障害者虐待防止センター（障がい者に関わる虐待等の通報や相談を受け付けています） 住 所 富谷市富谷坂松田30番地 連 絡 先 358-3294 開庁時間 平日8時30分～17時15分 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

※富谷市役所本庁舎では、遠隔手話タブレットを通した「聴覚障がいや音声・言語・そしゃく機能障がいのある方」への窓口支援を行っています。

② 障がいに関するご相談

名 称	内 容
富谷市障がい者等 相談支援窓口	障がいのある方が生活の中で困っていることについての相談を相談支援専門員がお受けしている他、福祉・保健・医療・就学・教育など総合的な連携・調整・支援を行います。
身体障害者・知的障害者相談員	障がいがある方やその家族の方の悩みや問題等を伺い、必要な助言・相談を行います。
<委託先> NPO 法人 自閉症ピアリンク センター ここねっと	住 所 富谷市富谷坂松田30番地 富谷市役所保健福祉部地域福祉課内 連 絡 先 358-3396 受付時間 平日8時30分～17時15分 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

③ ひきこもりに関するご相談

名 称	内 容
ひきこもりに関する 相談窓口	ひきこもり※のことでお悩みの方はお気軽にご相談ください。 ※様々な要因によって、社会的な参加の場面が狭まり、長期にわたって自宅にとどまり続けている状態 ●富谷市自立相談支援センター ＜委託先＞ 一般社団法人パーソナルサポートセンター 住 所 富谷市富谷坂松田30番地 富谷市役所保健福祉部地域福祉課内 連 絡 先 Tel 358-3391 E-mail tomiya@personal-support.org 受付時間 平日8時30分～17時15分 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く) ●富谷市役所保健福祉部地域福祉課 住 所 富谷市富谷坂松田30番地 連 絡 先 358-3294 開庁時間 平日8時30分～17時15分 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く) ※対象者の年齢（小中学生、65歳以上）により、他担当部署へおつなぎする場合があります。

ひきこもり医師相談	ひきこもりに関する不安や悩みについて、精神科医師が来所相談をお受けします。（令和7年度6回開催） ●富谷市役所保健福祉部地域福祉課 住 所 富谷市富谷坂松田30番地 連 絡 先 358-3294 受付時間 平日8時30分から17時15分まで 相談時間 14時30分から16時30分 対 象 者 富谷市内にお住まいで、ひきこもりに関する悩みをお持ちの本人およびご家族（原則、義務教育を終了した方） 注 意 当日申し込みは不可。事前予約が必要です。
-----------	--

④ 就労・雇用に関するご相談

名 称	内 容
公共職業安定所 （ハローワーク大和）	障がいの方に対する職業紹介や相談を行っています。 住 所 黒川郡大和町吉岡南2-3-15 連 絡 先 TEL 345-2350 Fax 345-0596
障害者就業・生活支援センター わ〜く	障がい者の就職とそれに伴う日常生活・社会生活上の支援を必要とする方に、関係機関と連携を図りながら、身近な場所で必要な指導、助言その他の支援を行います。 住 所 仙台市青葉区上杉3-3-1 みやぎハートフルセンター3階 連 絡 先 TEL 797-3763 Fax 797-3764
宮城県障害者職業能力開発校	障がいのある方に対し、職業訓練を行い、自立を支援しています。 住 所 仙台市青葉区台原5-15-1 連 絡 先 TEL 233-3124 Fax 233-3125
宮城障害者職業センター	障がいの方に対する就職活動の進め方の相談、就労に向けた課題の整理、職場適応の援助、職業リハビリテーションなどのほか、企業に職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣するなど、障がいの方と雇用する事業主の雇用管理を支援・援助しています。 住 所 仙台市宮城野区幸町4-6-1 連 絡 先 TEL 257-5601 Fax 257-5675
富谷市自立相談支援センター ＜委託先＞ 一般社団法人 パーソナルサポート センター	市内にお住まいの方（生活保護を受給している方を除く）を対象に生活や仕事探して困っている方の悩みに対して相談を受け、支援を行っています。なお、令和3年4月～ひきこもりに関する相談もお受けしています。 住 所 富谷市富谷坂松田30番地 富谷市役所保健福祉部地域福祉課内 連 絡 先 TEL 358-3391 E-mail tomiya@personal-support.org 受付時間 8時30分～17時15分 （土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

⑤ その他ご相談

名 称	お問合せ先
こころの相談 (精神保健福祉相談)	●塩釜保健所黒川支所 住 所 富谷市ひより台2-42-2 連 絡 先 358-1111 相談時間 14時から16時30分 注 意 当日申し込みは不可。事前予約が必要です。
アルコール・薬物専門 相談	●塩釜保健所黒川支所 住 所 富谷市ひより台2-42-2 連 絡 先 358-1111 相談時間 14時から16時30分 注 意 当日申し込みは不可。事前予約が必要です。
ひきこもり・思春期 こころの相談	●仙台保健福祉事務所（塩釜保健所） 住 所 塩釜市北浜4-8-15 連 絡 先 365-3153 担当：母子・障害第二班 受付時間 平日8時30分から17時15分まで 相談時間 13時から16時30分 注 意 相談日程が変更になる可能性があるため、事前予約が必要です。月2回程度開催。
ストーマ装具に関する 相談	●公益社団法人 日本オストミー協会 宮城県支部 住 所 柴田郡村田町沼辺字原前52-1 連 絡 先 080-5553-4096

■ 各種団体

名 称	内 容
いっぽの会	富谷市在住の自閉症スペクトラムを持つ子どもの親の会です。小学生以下のお子さんを持つ親を対象にしている「幼年部」、中学生～高校生までのお子さんを持つ親を対象にしている「中高部」で主に活動しています。 【活動内容】 年に数回交流会や茶話会を行ったり、講師の先生を招いての勉強会を行い、学びを深めています。 【会 費】 無料（茶話会時の諸経費は別途発生） 【問 合 せ】 （担当課）富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 Tel 358-3294 とみや子育て支援センター Tel 343-5528
富谷市身体障害者福祉協会	富谷市在住で身体障害者手帳を所持する会員と、活動にご理解・ご協力をいただく賛助会員とで構成されています。会員同士が交流し、励まし助け合うことを願い、活動しています。 【活動内容】 季節の自主行事の開催、福祉大会への参加等で、会員相互の情報交換や交流を深めています。 【会 費】 年会費1,000円 【問 合 せ】 （事務局）社会福祉法人富谷市社会福祉協議会 Tel 358-3981
富谷市手をつなぐ育成会	富谷市在住の知的障害のある子を持つ保護者による親の会です。全国手をつなぐ育成会・宮城県手をつなぐ育成会に連なる組織として、研修会やイベントを行い、会員同士の親睦を深めながら、ともに支え合い活動しています。 【活動内容】 会員相互の情報交換や年1回の総会を行っており、クリスマス会や二十歳と卒業を祝う会等の親子で参加できる行事を季節毎に開催しています。 【会 費】 年会費2,000円 【問 合 せ】 （事務局）社会福祉法人富谷市社会福祉協議会 Tel 358-3981

【年金・手当など】

■ 障害年金

対 象	初診日（障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師等の診療を受けた日）に加入していた年金の種類によって、請求できる年金が異なります。 ＜障害基礎年金＞ ・ 初診日が国民年金加入中、もしくは20歳前または60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間にある方 ・ 老齢基礎年金を受給していない方 ＜障害厚生年金＞ ・ 初診日が厚生年金加入期間中にある方 ※上記の方のうち、保険料納付要件を満たし障がいの程度が法令に定める障害等級表（障害基礎1級・2級および障害厚生1級・2級・3級）に該当する方が請求できます。
内 容	請求する年金の種類によって、該当する障がいの程度や金額が異なります。条件・内容・必要書類等については、それぞれの年金窓口にお問い合わせください。
窓 口	[障害基礎年金] 富谷市役所 保健福祉部 健康推進課 TEL358-0512 [障害基礎年金][障害厚生年金] 仙台北年金事務所 お客様相談室 TEL224-0891 ※初診日が共済組合の組合員期間中である方は、所属官公署の共済組合にお問い合わせください。

■ 心身障害者扶養共済制度

対 象	県内に住所があり<u>65歳未満</u>で健康な方のうち、下記の障がい者（児）を扶養している保護者の方。 障がい者（児）一人に対して、加入できる保護者は1名です。 ① 療育手帳「A」「B」、身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方 ② 精神又は身体に永続的な障がいのある方で①と同程度の障がいと認められる方
内 容	障がいのある方を扶養している保護者の方が加入者となり、毎月一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡または重度障がいになった時に、障がいのある方に対して終身一定額の年金が支給される任意加入の制度です。
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 TEL358-3294

■ 障害児福祉手当

対 象	在宅の20歳未満の方で、身体・知的・精神に重度の障がいの有するのために、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方。医師の診断書により判定の上で認定されます。
内 容	月額16,560円（令和8年4月分～）が、年4回支給されます。
注 意 事 項	次のいずれかに該当する場合は支給されません。 ①施設等に入所している ②扶養義務者の年間所得が一定額を超える ③障がいを理由とする年金を受けている 支給途中に、上記注意事項のいずれかに該当するようになった場合は、“支給資格喪失届”の提出が必要となります。 毎年8月に所得状況届・現況届の提出が必要です。市役所から通知が届きましたら、忘れずに手続きしてください。
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 TEL 358-3294

■ 特別障害者手当

対 象	在宅の20歳以上の方で、身体・知的・精神の著しく重度の障がい有するのために、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方。医師の診断書により判定の上で認定されます。
内 容	月額30,450円（令和8年4月分～）が、年4回支給されます。
注 意 事 項	次のいずれかに該当する場合は支給されません。 ①施設等に入所している・3ヶ月以上入院している ②扶養義務者の年間所得が一定額を超える 支給途中に、上記注意事項のいずれかに該当するようになった場合は、“支給資格喪失届”の提出が必要となります。 毎年8月に所得状況届・現況届の提出が必要です。市役所から通知が届きましたら、忘れずに手続きしてください。
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 TEL 358-3294

■ 特別児童扶養手当

対 象	心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母、または父母以外の養育者の方。おおむねの障がい程度は以下の通りです。 1級 ① 身体障害者手帳1級・2級・3級（一部）をお持ちの20歳未満の児童 ② 療育手帳「A」をお持ちの20歳未満の児童 ③ 精神障がいにより日常生活において、介助や保護を必要とする児童 2級 ① 身体障害者手帳3級および4級（一部）をお持ちの20歳未満の児童 ② 療育手帳「B」（一部）をお持ちの20歳未満の児童 ③ 精神障がいにより他人の介助は必要としないが、日常生活が極めて困難な児童 申請書提出後、障害判定及び受給資格審査を行い、宮城県が決定します。
内 容	1級は月額58,450円（令和8年4月分～）が、年3回が支給されます。 2級は月額38,930円（令和8年4月分～）が、年3回が支給されます。 ※ 手当月額は、年平均の全国消費者物価指数を基準として、毎年見直されます。
注 意 項	次のいずれかに該当する場合は支給されません。 ① 障がい児自身が公的年金を受給できる ② 児童福祉施設等に入所している ③ 受給者もしくはその配偶者または扶養義務者（直系親族や兄弟姉妹）の年間所得が一定額を超える
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 Tel 3 5 8 - 3 2 9 4

【医療費等の助成】

■ 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金

対 象	呼吸器機能障害の身体障害者手帳 3 級以上の方。 (呼吸器機能障害のみで 3 級以上の判定を受けている方となります。)
内 容	医師の指示により在宅で在宅酸素療法を実施している方に電気料金の一部を助成します。 助成額は 3, 000 円/月で、毎年度、上・下半期の 2 回に分けて、給付します。
注 意 事 項	“施設などに入所したとき”や“1ヶ月以上入院したとき”は、その期間を除算し給付しますので、届け出が必要です。
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 Tel 3 5 8 - 3 2 9 4

■ 心身障害者医療費助成制度

対 象	- 身体障害者手帳 1・2 級（内部障害のみ 3 級の方まで）の方 (障がい重複している方は、部位別の障がい程度により対象外となる場合があります。) - 療育手帳「A」の方 または療育手帳「B」の方のうち、知的障害者福祉法に定める職親のもとで指導を受けている方 - 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方 - 特別児童扶養手当 1 級の支給対象者の方
内 容	障がい者（児）の医療機関で支払う自己負担額と、入院した時の食事代の半額を助成する制度です。 医療機関等の窓口に「心身障害者医療費受給者証」と「保険証」「医療費助成申請書」（黄色）を提出のうえ、 <u>自己負担額を病院にお支払いいただきます。</u> 原則、診療月から約 3～4 ヶ月後に、助成金として自己負担額分を給付します。
注 意 事 項	この制度には所得制限があり、申請時に所得審査を実施します。 所得が一定の限度額を超える場合には、助成を受けることができません。
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 Tel 3 5 8 - 3 2 9 4

■ 自立支援医療（更生医療）の給付

対 象	18 歳以上の“身体障害者手帳所持者”で、宮城県リハビリテーション支援センターの判定により、給付が認められた方。																				
内 容	身体障がい者で身体上の障がいを軽くしたり回復させたりするための医療で、宮城県リハビリテーション支援センターの判定により認定を受けた方を対象に、医療費にかかる費用の自己負担を軽減する制度です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>障がいの種類</th><th>手術名等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>腎臓機能障害</td><td>人工透析療法、腎移植術等</td></tr> <tr> <td>心臓機能障害</td><td>冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込み術、弁置換術等</td></tr> <tr> <td>小腸機能障害</td><td>中心静脈栄養法</td></tr> <tr> <td>免疫機能障害</td><td>抗 HIV 療法</td></tr> <tr> <td>肢体不自由</td><td>人工関節置換術、関節固定術等</td></tr> <tr> <td>視覚障害</td><td>白内障手術、角膜移植術、網膜剥離手術等</td></tr> <tr> <td>聴覚・平衡機能障害</td><td>人工内耳植え込み術、外耳道閉鎖形成術等</td></tr> <tr> <td>音声・言語・咀嚼機能障害</td><td>口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療等</td></tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td><td>肝臓移植術、抗免疫療法</td></tr> </tbody> </table>	障がいの種類	手術名等	腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術等	心臓機能障害	冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込み術、弁置換術等	小腸機能障害	中心静脈栄養法	免疫機能障害	抗 HIV 療法	肢体不自由	人工関節置換術、関節固定術等	視覚障害	白内障手術、角膜移植術、網膜剥離手術等	聴覚・平衡機能障害	人工内耳植え込み術、外耳道閉鎖形成術等	音声・言語・咀嚼機能障害	口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療等	肝臓機能障害	肝臓移植術、抗免疫療法
障がいの種類	手術名等																				
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術等																				
心臓機能障害	冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込み術、弁置換術等																				
小腸機能障害	中心静脈栄養法																				
免疫機能障害	抗 HIV 療法																				
肢体不自由	人工関節置換術、関節固定術等																				
視覚障害	白内障手術、角膜移植術、網膜剥離手術等																				
聴覚・平衡機能障害	人工内耳植え込み術、外耳道閉鎖形成術等																				
音声・言語・咀嚼機能障害	口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正治療等																				
肝臓機能障害	肝臓移植術、抗免疫療法																				
注 意 事 項	<u>入院前に申請が必要です。</u> ただし、緊急に対応が必要な“心臓・腎臓・小腸・免疫機能障害”については、医療機関から事前に相談があった場合に限り、身体障害者手帳交付日から給付を決定することもあります。 医療機関は指定された指定自立支援医療機関（更生医療）に限りです。<u>指定外の医療機関での治療は対象外となりますのでご注意ください。</u> 対象となる医療費は認定後のものとなります。 自己負担は所得や疾病・症状等に応じて上限額が設定されます。なお、一定所得以上の世帯に属する方で、症状が「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担の対象外となります。																				
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 TEL 3 5 8 - 3 2 9 4																				

■ 自立支援医療（育成医療）の給付

対 象	現存の疾患に係る医療を行わないときは、将来同程度の障がいを残すと認められ、その疾患を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる18歳未満の方。
内 容	指定された自立支援指定（育成医療）医療機関の意見書により、当該医療機関における治療を受けることで将来生活がしやすくなると認められた場合に、医療費にかかる費用の自己負担分を軽減します。
注 意 事 項	原則として入院前または入院中に申請が必要となります。 医療機関は指定された指定自立支援医療機関（育成医療）に限ります。<u>指定外の医療機関での治療は対象外</u>となりますのでご注意ください。 対象となる医療費は認定後のものとなります。 自己負担は所得や疾病・症状等に応じて上限額が設定されます。なお、一定所得以上の世帯に属する方で、症状が「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担の対象外となります。
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 Tel 3 5 8 - 3 2 9 4

■ 自立支援医療（精神通院医療）の給付

対 象	精神疾患により一定の症状があるため、継続して通院する必要がある方。
内 容	上記対象者に対し、かかった医療費の自己負担分を軽減する制度です。
注 意 事 項	事前に申請が必要で有効期間は原則一年間です。継続する場合は、更新の申請が必要です。 医療機関は指定された指定自立支援医療機関（精神通院医療）に限ります。<u>指定外の医療機関での治療は対象外</u>となりますのでご注意ください。 対象となる医療費は認定後のものとなります。 自己負担は所得や疾病・症状等に応じて上限額が設定されます。なお、一定所得以上の世帯に属する方で、症状が「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担の対象外となります。
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 Tel 3 5 8 - 3 2 9 4

【障がい福祉サービスの概要】

■ 障害福祉サービスを利用するときは・・・

＜対象者＞ 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい含む）、難病患者等

＜窓口＞ 富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課

TEL 358-3294

◆サービス利用までの流れ

① 相談・申請

相談支援事業所（※１）又は地域福祉課へご相談ください。ご相談の際にサービスの内容をご案内します。

相談の結果、サービスが必要な場合は、申請していただきます。

② アセスメント（調査）

市役所職員（保健師等）が障がいの状況や日常生活の様子について、お話を聞きにご自宅などへ伺いますので、ご都合のよい日時をお知らせください。

③ サービス利用計画作成（計画相談支援）

サービスを利用するための利用計画を相談支援事業者（※１）等と相談し作成します。

④ 認定

②、③の内容をもとに、具体的にどのくらいのサービスが必要な状態かを調整します。

同時にサービスを使うことができる量【支給量】も確認します。（サービス利用調整会議を開催し決定します）

⇒決定された内容が書かれた【障害福祉サービス受給者証】を発行いたします。

⑤ 事業所と契約

サービスを利用する事業所を選択して利用契約を結びます。

⇒契約の際には【障害福祉サービス受給者証】が必要です。

⑥ サービスの利用開始

サービス利用の有効期限は１年間、【障害支援区分】の有効期限は１～３年間です。有効期限の時期になりましたら、ご本人様・保護者様へお知らせします。

※1 相談支援事業者一覧（富谷市・黒川郡内）

事業所名	所在地・連絡先
NPO法人自閉症ピアリンクセンター ここねっと「ふれんず」	富谷市太子堂1-17-14 TEL 022-342-8287
地域支援センター ぱれっとよしおか	大和町吉岡字館下46-1 TEL 022-344-3620
障害者相談支援事業所 富谷社協らいふ	富谷市富谷西沢13 TEL 022-358-3981
こども相談支援つくしんぼ黒川	富谷市明石台7-2-1 TEL 022-348-6155
L i e b e	富谷市太子堂1-7-2 TEL 022-344-6491
指定相談支援事業所らしさ(R a s i s a)	富谷市成田2-3-3 成田ビル103 TEL 022-739-9510
ハートプラン みやぎ	富谷市東向陽台3-7-5-212号 TEL 022-208-3355
指定特定相談支援事業所あさいな	大和町宮床字摺萩 24-4 TEL 022-347-8080
るーぶレアリゼ	大衡村大衡字鐙沢 12 番 54 TEL 022-347-4298
大衡村社会福祉協議会相談支援事業所	大衡村大衡字平林 62 TEL 022-345-6631
相談支援事業所いそどり	大和町吉岡字天皇寺16-1 TEL 080-1692-0111

■ 介護給付費

<窓 口> 富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課

TEL 3 5 8 - 3 2 9 4

◆ 訪問系サービス

サービスの名称	障害支援区分	内 容
居宅介護	1 以上	ホームヘルパーが、日常生活に支障がある障がい者の世帯を訪問し、介護や家事のお手伝いをします。
重度訪問介護	4 以上	重度の肢体不自由の方に生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。 H26.4 から、重度の知的障害や精神障害により行動することが著しく困難な方も対象となっております。
同行援護	2 以上※	視覚障害により、移動することが著しく困難な方につき、外出時において、同行しながら、移動に必要な情報を提供します。※身体介護を伴う場合
行動援護	3 以上	知的障害や精神障害により常に介護を必要とする方で、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	6	意思疎通を図ることに支障がある方で、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方又は、知的障害、精神障害により行動することが著しく困難な方に、複数の福祉サービスを提供し包括的に支援を行います。

◆ 日中活動系サービス

サービスの名称	障害支援区分	内 容
療養介護	5 以上	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活のお世話を行います。
生活介護	3 以上	施設に通い、入浴、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
短期入所 (ショートステイ)	1 以上	障がい者を介護している方が、冠婚葬祭、病気、旅行等により一時的に介護できない場合、施設で短期間お世話します。

◆ 居住系サービス

サービスの名称	障害支援区分	内 容
施設入所支援	4 以上※	在宅で生活することが困難な方が、施設に入所して、必要な介護や訓練を行います。 ※50 歳以上の方は区分3 以上で対象となります。

■ 訓練等給付費

<窓 口> 富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課

TEL 358-3294

◆ 日中活動系サービス

サービスの名称	障害支援区分	内 容
自立訓練 ・機能型 ・生活訓練型 ・宿泊型	—	施設に通い、自立した日常生活を営むために必要な訓練、及び相談助言を行います。 ・機能型：1年6ヶ月間 ・生活訓練型及び宿泊型：2年間
就労移行支援	—	生産活動、職場体験又は就労に必要な知識能力の向上のために必要な訓練を行います。（2年間）
就労継続支援 ・A型（雇用型） ・B型（非雇用型）	—	通常の事業所に雇用される事が困難な方に、生産活動やその他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力向上の訓練を行います。
就労定着支援	—	一般就労している障がい者の課題解決に向けて必要となる支援を行います。
就労選択支援	—	障がいのある方が自分に合った働き方を主体的に選択できるよう支援します。

< 市内の就労支援事業所 >

事業所名	所在地・連絡先	種 別
夢の風とみや	富谷市富谷西沢13 富谷市福祉健康センター内 TEL 022-346-1401	就労継続支援B型
おれんじ工房	富谷市富ヶ丘2-20-2-202 TEL 022-341-8620	就労継続支援B型
あいの郷	富谷市太子堂1-7-2 TEL 022-344-6491	就労継続支援B型
AMEHARE	富谷市太子堂1-14-13 TEL 090-6223-6415	就労継続支援B型
K's Company	富谷市成田5-16-6 2F TEL 090-7068-1832	就労継続支援B型

◆ 居住系サービス

サービスの名称	障害支援区分	内 容
共同生活援助 （グループホーム）	—	障がいのある方が共同生活を営む共同住居において、日常生活上の援助、相談等を行います。また、利用者のニーズに応じて入浴、排せつ又は食事の援助を行います。 ※入浴、排せつ又は食事の援助を希望する場合は障害支援区分が必要です。

【補装具交付修理事業】

対 象	次の障がいに関する身体障害者手帳をお持ちの方もしくは難病患者等の方	
内 容	失われた身体機能を補完または代替し、日常や職業生活を容易にするために使われる用具の交付、修理または借受が行われます。 この制度を利用するためには、事前に「相談」と「申請」が必要です。 <u>※あらかじめ自費で購入・修理された補装具の費用を、あとから請求することはできませんのでご注意ください。</u>（治療用装具については健康推進課へご相談ください。）	
	障がい名	申請できる補装具
	視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡（コンタクトレンズ・矯正・遮光・弱視）
	聴覚又は音声言語障害	補聴器
	肢体不自由	義肢（義足・義手）、装具（下肢・靴型・体幹・上肢）、姿勢保持装置、電動車いす、車いす、起立保持具、歩行補助つえ、歩行器、頭部保持具
	その他	重度障害者用意思伝達装置
注 意 事 項	宮城県リハビリテーション支援センターでの判定が必要な場合があります。	
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課	TEL 3 5 8 - 3 2 9 4

【地域生活支援事業】

<窓 口> 富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課

TEL 3 5 8 - 3 2 9 4

※地域生活支援事業については、すべて地域福祉課が窓口となります。

■ 地域生活支援事業

事業の名称	内 容
移動支援事業	1人では外出できない肢体不自由の方及び視覚障がいの方、また自閉症等で行動に問題があり、ひとりでは外出できない方に移動の支援を行います。 ※18歳未満の利用は保護者が付き添うことができない場合に限りです。
成年後見人制度 利用支援事業	知的障がいや精神障がいの方で判断能力などが不十分な方に対して法定代理人（後見人など）を決めて預貯金管理（財産管理）や日常生活での様々な契約（身上監護）など権利擁護を行うためなどの支援を行います。
意思疎通支援事業	視覚・聴覚障がいの方のコミュニケーションの支援として、外出の際などに、手話通訳者・要約筆記者・代筆代読ヘルパー等の派遣・遠隔手話通訳サービスの提供を行います。
日中一時支援事業	家庭で介護されている保護者やご家族の方が、一時的に家庭で介護できない事情が生じた場合、施設で預かりを行うサービスの提供を行います。体験入所も含め、日々介護されているご家族の休養目的でも利用できます。
訪問入浴サービス 事業	家庭で入浴できない重度身体障がい者の方に、移動入浴車等を利用した入浴サービスの提供を行います。
相談支援事業	障がいの方や家族の方が日常生活の中で、困ったこと、気になることなどお話を伺い、福祉サービスに関する情報提供や関係機関の紹介を行います。
自発的活動支援 事業	障がいの方や家族、地域住民による、ピアサポートや障がいの方へのボランティア活動を支援します。
手話奉仕員養成研修	聴覚障がい者等との交流活動の促進、実施主体の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
注意事項	利用にあたってはそれぞれ要件がありますので、事前にご相談ください。

■ 地域活動支援センター「TOMOTOMO・YOUYOU」

対 象	市内在住の方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方。 <u>※利用にあたり登録申請が必要となります。</u>
定 員	20名
開所時間	午前9時から午後4時まで
利用料	無料です。（但し、原材料費等の実費は自己負担です。）
活動内容	平 日：日常生活の訓練や創作及び作業活動などを通し、社会との交流の促進等自立した日常生活を目指します。 毎月第3土曜日：一般就労をしている方や就労支援事業へ通所している方等を対象に、月1回サロンを開催し、お話、ゲーム、スポーツ等を通じて、休日の余暇支援や利用者間の交流を図る事業です。
住 所	富谷市富谷桜田1-7 とうみやの杜敷地内 Tel022-779-0241 (指定管理者 富谷市社会福祉協議会)

■ 障害者等緊急時支援体制整備事業

対 象	市内在住の障がいのある方で、主な介護者の不在（急病や葬祭等の急用）により、一時的に通常の在宅生活を送ることが困難となる方。
内 容	在宅の障がい者（児）とその家族等が緊急かつやむを得ない事情等により一時的に介護者が不在となる場合や、緊急で一時的な保護が必要な場合等について、緊急支援を行う体制を構築することで、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援を行います。
注 意 事 項	原則登録が必要となり、利用にあたっては要件がありますので、事前にご相談ください。

■ 日常生活用具の給付事業

対 象	身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方または難病等で特定医療費受給者証をお持ちの方で各品目の対象級に該当する方。	
内 容	在宅の障がい者（児）に対し、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付します。 ※介護保険サービスが優先となります。 障がい等級により支給できる品目が異なりますので、まずは担当へご相談ください。	
	障がい名	申請できる品目例 ※障がい種別・等級により異なります
	視覚障害	視覚障がい者用テフ レーダー、ポ ータブルコーダー、点字タイプライター、電磁調理器、視覚障がい者用体温計（音声式）、点字図書、視覚障がい者用体重計、視覚障害者用時計、点字器、情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・アプリケーションソフト）、小型送信機、拡大読書器、点字ディスプレイ、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、電子式歩行補助具、暗所視支援眼鏡
	上下肢・体幹機能障害	特殊便器、腰掛便座、昇降機能付便座、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、入浴補助用具、移動リフト、歩行補助つえ、歩行支援用具、頭部保護帽、床ずれ防止用具
	音声機能または言語機能障害	携帯用会話補助装置、人工喉頭、人工鼻
	呼吸器機能障害	酸素ボンバ 運搬車（在宅酸素療法用）、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、発動発電機人工呼吸器用外部バッテリー、ポータブル電源
	聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、通信装置、情報受信装置、点字ディスプレイ（視覚障害と重複の場合）
	じん臓機能障害	透析液加温器（腹膜透析用）
	ぼうこう・直腸機能障害	収尿器、ストマ装具（尿路系・消化器系）、紙おむつ
	その他	訓練いす・訓練用ベッド（児のみ）、火災警報器、自動消火器
注 意 事 項	給付を受けるためには事前に申請が必要です。そのため、自費で購入した用具の費用を事後請求することはできませんので、ご注意ください。	

■ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

対 象	小児慢性特定医療費助成制度の認定を受けている方（医療受給者証交付者）	
内 容	在宅で生活する小児慢性特定疾病に罹患しているお子さんに対し、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付します。 購入に当たっては、医師等の意見書が必要となる場合があります。	
	便器	常時介護を要する方
	特殊マット	寝たきりの状態にある方
	特殊便器	上肢機能に障がいのある方
	特殊寝台	寝たきりの状態にある方
	歩行支援用具	下肢が不自由な方
	入浴補助用具	入浴に介助を要する方
	特殊尿器	自力で排尿できない方
	体位変換機	寝たきりの状態にある方
	車いす	下肢が不自由な方
	頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある方
	クールベスト	体温調節が著しく難しい方
	紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある方
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある方
	パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方
	ストマ装具（消化器系）	直腸機能に障がいのある方
	ストマ装具（尿路系）	ぼうこう機能に障がいのある方
	人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方
注 意 事 項	給付を受けるためには <u>事前に申請</u> が必要です。そのため、自費で購入した用具の費用を事後請求することはできませんので、ご注意ください。	

■ 日常生活用具給付事業の住宅改修

対 象	下肢、体幹機能障害・乳幼児以前の脳病変による運動機能障害 3 級以上の身体障害者手帳をお持ちの方または難病等で特定医療費受給者証をお持ちの方（※介護保険サービスが優先となります。） ただし、特殊便器への取替えは上肢障害 2 級以上の方のみ。
内 容	日常生活に著しく支障のある在宅の重度身体障がい者（児）が、段差解消等の住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入及び改修工事費を給付することができます。 ①手すりの取り付け ②床段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床材又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他必要となる住宅改修 ※合計 200,000 円を上限に、1 家屋あたり 1 回のみ給付
注 意 事 項	必ず“着工前”にご相談ください。 ご本人の身体状況や住宅の状態を訪問等により確認するほか、申請時には平面図や見積作成などが必要となり、給付決定まで時間を要しますのでご了承ください。 給付決定前に独自に設置した費用等は対象となりませんのでご注意ください。 ※転居等における再申請につきましてはご相談ください。

■ 自動車運転免許証取得費給付事業

対 象	・身体障害者手帳をお持ちの方のうち、1 級から 4 級の方。 ・療育手帳をお持ちの方。 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。
内 容	就労や社会活動等への参加のため普通自動車免許の運転免許証を取得する方のための事業です。 申請者が免許取得のために自己負担した費用の 3 分の 2（10 万円まで）を上限として給付します。原則として、給付決定額の 1 割は自己負担となります。
注 意 事 項	免許取得後の助成となりますので、領収書を保管しておいてください。 ※申請期限は、免許取得後<u>6 ヶ月以内</u>です。

【児童福祉法】

■ 障害児通所支援

＜対 象＞ 療育の必要性が認められる児童

＜窓 口＞ 富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課

TEL 3 5 8 - 3 2 9 4

サービスの名称	内 容
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する前に、利用計画を作成したり、一定期間ごとに利用状況の検証を行ったり、利用者とサービスを提供する事業所との連絡調整等の支援を行います。
児童発達支援	未就学の障がい児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。
児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うもの）	肢体不自由の障がい児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に通学している障がい児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所や学校、その他の児童が集団生活を営む施設を専門の支援員が訪問し、当該施設等に通う障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅へ訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

<市内事業所一覧>

事業所名	所在地・連絡先	種 別
虹の風	富谷市富谷桜田1-12 Tel 348-0771	放課後等デイサービス
ふれんず	富谷市富ヶ丘2-11-12 長澤整形外科クリニック2階 Tel 343-5477	放課後等デイサービス
こころ	富谷市成田3-26-3 Tel 725-3575	放課後等デイサービス
こども発達センター あかいしの森 ・児童発達支援「むーとん」 ・放課後等デイサービス 「ぴーす」 ・保育所等訪問支援「ほーぷ」 ・居宅発達支援「にじ」 ・こども相談支援 「つくしんぼ黒川」	富谷市明石台7-2-1 こども発達センターあかいしの森内 Tel 725-8770	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援 障害児相談支援
放課後等デイサービス ファイン	富谷市あけの平3-15-9 Tel 346-6546	放課後等デイサービス
運動療育と体験学習 「ぴーすの杜」明石台	富谷市明石台5-34-11 Tel 209-3925	放課後等デイサービス
多機能型事業所 みんな to さんぽ エスコート富谷	富谷市富ヶ丘1-27-20 1階 エスコートタウン富谷E Tel 725-3430	放課後等デイサービス 児童発達支援
放課後等デイサービス ウィズ・ユー富谷	富谷市鷹乃杜一丁目11番1号 Tel 341-7194	放課後等デイサービス 児童発達支援
ふらっと富谷	富谷市ひより台一丁目28番地8 Tel 346-6717	放課後等デイサービス
児童発達支援事業所 虹色のたね明石台	富谷市明石台1丁目24-6 Tel 765-7010	児童発達支援
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス tomirai	富谷市成田4丁目28-6 Tel 080-4322-3517	放課後等デイサービス
児童発達支援・放課後等デ ィサービスほっぷ	富谷市日吉台2丁目16-3 1F Tel 725-3524	放課後等デイサービス 児童発達支援
F L E I 上桜木	富谷市上桜木1-37-1 Tel 343-7634	放課後等デイサービス 児童発達支援

【税の減免など】

■ 自動車税の減免

対象者

- 療育手帳をお持ちの方のうち、判定が「A」の方。
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、障がいの等級が「1級」の方。
- 戦傷病者手帳をお持ちの方で一定以上の等級の方。
- 身体障害者手帳をお持ちの方のうち、以下の表に当てはまる方。

		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視	覚 障 害	◎	◎	◎	◎		
聴	覚 障 害		◎	◎			
平 衡	機 能 障 害			◎			
音 声・言語機能	障 害			◎			
上 肢	不 自 由	◎	◎				
下 肢	不 自 由	◎	◎	◎	○	○	○
体 幹	不 自 由	◎	◎	◎		○	
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢機能	◎	◎※1				
	移動機能	◎	◎	◎※2	○	○	○
心 臓	機 能 障 害	◎		◎			
じん臓	機 能 障 害	◎		◎			
呼 吸 器	機 能 障 害	◎		◎			
ぼうこう・直腸機能	障 害	◎		◎			
小 腸	機 能 障 害	◎		◎			
ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能障害		◎	◎	◎			
肝 臓	機 能 障 害	◎	◎	◎			

◎は本人の運転のほか介護者の運転でも可 ○は本人の運転の場合のみ

※1 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く

※2 一下肢のみに運動機能障害がある場合は、本人運転の場合のみ対象

内 容	障がい者の方本人（本人が18歳未満の場合、または知的障がい・精神障がいの場合はその保護者の方）が所有する車両の自動車税、軽自動車税が減免の対象となります。（障がい者一人につき自家用車一台が対象です。） <u>前ページ表の◎に該当する方のうち、ご本人以外が運転する場合</u> ・自動車税 地域福祉課にて発行する「生計同一（常時介護）証明書」が必要となります。その後、県税事務所の窓口にて手続きが必要になります。<u>※代理申請の場合は委任状と代理人の身分証明証をお持ちください。</u> ・軽自動車税 「生計同一（常時介護）証明書」は必要ありませんが、障がい者の方と生計を一にしている運転者の運転免許証の提示が必要です。市税務課または各出張所の窓口にて手続きが必要になります。 <u>ご本人が運転する場合</u> ・自動車税、軽自動車税 「生計同一（常時介護）証明書」は必要ありません。詳しくは下記の窓口欄「②減免の手続きに行く場所は・・・」に記載の窓口へお問合せください。 ① 減免上限額 自動車税……………年額 43,500 円上限 ※43,500 円を超えた分が納付額です。 ※令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車の場合は 45,000 円 軽自動車税……………全額 ② 申請時期 ・自動車税 申請の翌月以降の月数に応じて月割り相当額が減免されます。ただし、年度途中の“名義変更”により自動車を取得された方は、翌年度からの申請となります。詳しくは県税事務所へお問合せください。 ・軽自動車税 納期限前7日までに申請が必要です。申請期限を過ぎた場合、翌年度からの申請となります。詳しくは市税務課へお問合せください。
窓 口	① 生計同一証明書の発行は・・・ （身体障がい・知的障がいの方は） 富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 Tel358-3294 （精神障がいの方は） 仙台保健福祉事務所黒川支所 Tel358-1111 住所：富谷市ひより台2丁目42-2 （戦傷病者の方は） 宮城県 保健福祉部 社会福祉課 Tel211-2563 ② 減免の手続きに行く場所は・・・ [普通自動車]仙台北県税事務所 Tel275-9116 住所：仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎3F [軽自動車]富谷市役所 市民生活部 税務課または各出張所 Tel358-0518

■ 各種税金の障害者控除

対 象	税法上の区分では、身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方は特別障がい者、それ以外の方は障がい者となります。 また、各種手帳をお持ちではない方でも、65 歳以上で障がい者や特別障がい者に準ずるものとして、富谷市長や福祉事務所長の認定書を有する方は障害者控除が適用されます。 控除を受けようとする年の 12 月 31 日現在で障がい者手帳の交付（申請中も含む）があれば、所得税・住民税の両方について障害者控除の対象となります。 例）令和 6 年 7 月 7 日に障がい者手帳の交付を受けた方 →令和 6 年分（令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の所得控除の対象となります。 翌年以降も手帳の返還がなければ引き続き控除の対象となります。		
内 容	◆ 障がい者本人が受けられる特例		
		障がい者	特別障がい者
	所 得 税	27 万円の所得控除	40 万円の所得控除
	相 続 税	85 歳到達まで 年間 10 万円の税額控除	85 歳到達まで 年間 20 万円の税額控除
	贈 与 税	一定の信託受益権のうち 3,000 万円まで非課税	一定の信託受益権の価額のうち 6,000 万円まで非課税
	住 民 税	26 万円の所得控除	30 万円の所得控除
	◆ 障がい者を扶養している方が受けられる特例		
		障がい者	特別障がい者(同居している場合)
	所 得 税	27 万円の所得控除	40 万円(75 万円) の所得控除
	住 民 税	26 万円の所得控除	30 万円(53 万円) の所得控除
※平成 23 年分の所得税から下記の点が変わっています。 扶養控除(一般)… 16 歳以上の扶養親族に限られます。 扶養控除(特定)… 扶養控除対象者のうち、19 歳以上 23 歳未満の方。 (注) 障がい者控除は 16 歳未満であっても適用できます。			
窓 口	[所得税・相続税・贈与税] 仙台北税務署 Tel 222-8121 住所：仙台市青葉区上杉 1 丁目 1 番 1 号 [住民税] 富谷市役所 市民生活部 税務課 Tel 358-0518		

■ 個人事業税の非課税

対 象	重度の視覚障がい者（失明、または両眼の視力が0.06以下の者）
内 容	重度の視覚障がい者があん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、事業税は非課税となります。
窓 口	仙台北県税事務所 住所：仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎 3F 個人事業税担当は 課税第一班 TEL 2 7 5 - 9 1 1 2

■ 少額貯蓄の利子等の非課税

対 象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方					
内 容	一定の手続を要件に、金融機関等から受取る利子について非課税の適用を受けることができます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>預貯金等の種類</th><th>非課税貯蓄限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銀行などの預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券（マル優）</td><td rowspan="2">350 万円</td></tr> <tr> <td>国債、地方債（特別マル優）</td></tr> </tbody> </table>	預貯金等の種類	非課税貯蓄限度額	銀行などの預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券（マル優）	350 万円	国債、地方債（特別マル優）
預貯金等の種類	非課税貯蓄限度額					
銀行などの預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券（マル優）	350 万円					
国債、地方債（特別マル優）						
窓 口	郵便局、各金融機関、証券会社の営業所等					

■ NHK 放送受信料の減免

対 象	全額免除 身体・知的・精神障がい者の各種手帳をお持ちの方がいる世帯で<u>世帯構成員全員</u>の<u>市民税が非課税</u>の場合 半額免除 ① 視覚・聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方が<u>世帯主で契約者</u>の場合 ② 重度障がい者（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳「A」、精神障害者保健福祉手帳1級）が<u>世帯主で契約者</u>の場合
内 容	世帯の状況に応じてNHK 放送受信料が「全額または半額免除」になります。 割引を受けるには市役所で手続き、またはオンライン申請が必要です。 ※オンライン申請は半額免除のみ、マイナポータルを利用したインターネットでの申請となります。
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 TEL 3 5 8 - 3 2 9 4 NHKふれあいセンター ビダヤル TEL 0 5 7 0 - 0 7 7 - 0 7 7

【交通対策・助成制度】

■ 各種公共交通機関の運賃割引

第1種障がい者…身体障害者手帳（視覚1～3級・4級の一部、聴覚2～3級、肢体1～2級・3級の一部、ぼうこう・直腸の4級を除く内部障害1～4級）、療育手帳A所持者

第2種障がい者…第1種以外の身体障害者手帳・療育手帳所持者

交通機関	対 象 者	割 引 内 容
富 谷 市 民 バス	身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。	無料乗車証を発行します。降車時に、無料乗車証をバス運転手にご提示ください。運賃が 無料 となります。 また、高齢者・障がい者外出支援乗車証「とみばす」や左記の手帳を提示いただいても、 無料 となります。 ※市内の公共交通空白地域を対象としたデマンド（予約）型交通を運行しています。利用方法や運行時刻等、詳しくはお問い合わせください。
富谷市役所 企画部 企画政策課・交通政策推進室 TEL 358-3248		
路線バス ※バスから降りるときに手帳をご提示ください	身体障害者手帳をお持ちの方 療育手帳をお持ちの方	普通運賃が50%割引になります。 定期運賃は30%割引になります。（大人のみ） 宮城交通バスは、第1種手帳をお持ちの方は付添（1名まで）の方も割引対象、第2種の方は本人のみ割引対象です。 仙台市営バスは種別を問わず、付添の方も割引されます。
	精神障害者保健福祉手帳（写真貼付のあるもの）をお持ちの方	普通運賃が50%割引になります。 宮城交通バスは、本人のみ割引対象です。 仙台市営バスは、付き添いの方も割引されます。 定期運賃は、一部30%割引になります。（大人のみ） 宮城交通バスは、割引対象外です。 仙台市営バスは、付き添いの方も30%割引されます。
宮城交通株式会社 TEL 771-5310 仙台市交通局 TEL 224-5111		

鉄道（JR）	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者 第1種精神障がい者 介護者	普通乗車券 定期乗車券（小児を除く） 回数乗車券 急行券（特別急行券を除く） 50%割引 各駅相互間※ただし、単独で乗車する場合には片道100kmを超える区間に限られます。
	第2種身体障がい者 第2種知的障がい者 第2種精神障がい者	普通乗車券 50%割引 各駅相互間※ただし、片道100kmを超える区間に限られます。
	12歳未満の第2種身体障がい者および第2種知的障がい者、第2種精神障がい者	定期乗車券（介護者のみ）50%割引
	JR仙台駅 ※ 乗車券の購入方法はJR窓口・改札口でお問い合わせください。 Tel 266-9666	
仙台市地下鉄	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介護者	普通運賃が50%割引になります。 定期運賃は23.1%割引になります。（大人のみ） 大人の方は「小児の普通乗車券」をお買い求めのうえ乗車してください。 小児の方は駅務員にお申し出ください。
	仙台市交通局 Tel 224-5111	
タクシー・ハイヤー	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方	利用運賃の10%が割引となります。 運賃支払時に運転手に手帳を提示してください。
	宮城県タクシー協会 Tel 256-0356	
航空	対象者及び割引率は各航空会社により異なります。乗車券の購入方法等は、ご利用の航空会社へお問い合わせください。	

■ 重度障がい者等福祉タクシー利用券助成事業

対 象	●富谷市住民基本台帳に登録されている18歳以上(医療的ケア児を除く)の在宅の方で、下記の要件に該当する方 ①身体障害者手帳の障害程度が1種1級または1種2級に該当し、<u>障害の部分が上肢・下肢・体幹または移動機能障害単独で1級または2級に該当する方</u> ②身体障害者手帳の障害程度が<u>視覚・聴覚・呼吸器・心臓機能障害単独で1種1級に該当する方</u> ③精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方 ④療育手帳Aに該当する方 ⑤人工透析療法を受けている特定疾病療養受療証の受領者 ⑥在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金の受給者 ⑦厚生労働大臣が定める医療行為を受けている医療的ケア児の同居家族の方 ⑧介護保険法に定める要介護認定者のうち<u>要介護3・要介護4・要介護5</u>に該当する方 ※次の項目にあてはまる方は、上記の要件を満たしていても、対象にはなりません ・「とみばす」「自動車燃料費助成券」の交付を受けている方 ・施設に入所されている方
内 容	・4月から翌年3月までの1年間に、最大18,000円分の重度障がい者等福祉タクシー利用券(以降、タクシー券)を交付します。 ・タクシー券は1枚500円で、1月当たり3枚(1,500円)を交付します。 ・助成額は年間最大18,000円ですが、タクシー券は<u>申請月からの交付</u>となります。交付するタクシー券は1月につき3枚となりますので、例えば5月に申請した場合、5月からの交付となることから<u>3枚分差し引いてお渡しすること</u>になります。 ・タクシー券はタクシーチケットサービス株式会社に加盟しているタクシー会社で利用できます。加盟会社はタクシーの窓にというステッカーを貼っています。 ・利用する際は、タクシー券へは使用者氏名と使用日の記入が必要です。 ・一度に利用できる枚数に制限はありません。ただし、500円未満の端数分の支払いには使用できませんので、残額分は現金でお支払いください。 ・身体障害者手帳又は療育手帳を提示すると、運賃が1割引きになります。 ・介護タクシーの場合は、運賃にのみ利用できます。 ・タクシー券の有効期限は、申請した月の属する年度末(3月31日)までです。 ・翌年度以降は自動更新となります。引き続き交付要件を満たす場合、3月中旬に市から更新のご案内を送付しますのでご確認ください。
持ち物	《申請に必要な持ち物(いずれも原本)》 <u>以下のいずれかの各種手帳または受給者証</u> ・身体障害者手帳(1種1級又は1種2級)・精神障害者保健福祉手帳(1級) ・療育手帳(A)・介護保険被保険者証(要介護3～5) 特定疾病療養受給者証 自立支援医療(更生医療)受給者証 透析を受けている方で、身体障害者手帳1種1級・1種2級以外の方 ※<u>代理人の申請も可能です</u>。委任状と代理人の方の身分証明書(運転免許証・マイナンバーカードなど)をお持ちください。
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 Tel 358-3294

■ 重度心身障がい者等自動車燃料費助成事業

対 象	●富谷市住民基本台帳に登録されている18歳以上(医療的ケア児を除く)の在宅の方で、下記のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳の障害程度が1種1級または1種2級に該当し、<u>障害の部分が上肢・下肢・体幹または移動機能障害単独で1級または2級に該当する方</u> ②身体障害者手帳の障害程度が<u>視覚・じん臓・呼吸器・心臓・ぼうこうまたは直腸・小腸・免疫・肝機能障害単独で1種1級に該当する方</u> ③精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方 ④療育手帳Aに該当する方 ⑤人工透析療法を受けている特定疾病療養受療証の受領者 ⑥在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金の受給者 ⑦厚生労働大臣が定める医療行為を受けている医療的ケア児の同居家族の方 ※次の項目にあてはまる方は、上記の要件を満たしていても、対象にはなりません ・「とみばす」「タクシー券」の交付を受けている方 ・施設に入所されている方																											
内 容	・4月から翌年3月までの1年間に、最大18,000円分の助成券を交付します。 ・助成券は1枚500円で、1月当たり3枚(1,500円)を交付します。 ・助成額は年間最大18,000円ですが、重度心身障がい者等自動車燃料費助成券(以降、助成券)は申請月からの交付となります。交付する助成券は1月につき3枚となりますので、例えば5月に申請した場合、5月からの交付となることから3枚差し引いてお渡しすることになります。 ・助成券は切り離さずに、冊子のまま取扱事業所へ提示の上、利用額を申し出てから給油してください。 ・一度に利用できる枚数に制限はありません。 ・助成券の額面を超える給油の場合、差額は現金でお支払いください。 ・助成券の額面未満の給油の場合、つり銭は出ません。 ・助成券の有効期限は、申請した月の属する年度末(3月31日)までです。 ・翌年度以降は自動更新となります。引き続き交付要件を満たす場合、3月中旬に市から更新のご案内を送付しますのでご確認ください。 ・助成券は以下の取扱事業所で利用できます(令和8年4月1日現在)。 <table><tr><th>事業所名</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>スーパーセルフあけの平SS/遠藤商事(株)</td><td>富谷市あけの平一丁目2番地1</td><td>725-7756</td></tr><tr><td>ENEOS[®] リア仙台富谷店/ (株)ENEOS[®] リア</td><td>富谷市上桜木一丁目1番地4</td><td>779-1225</td></tr><tr><td>コスモ石油 富谷給油所/ (有)松田商店</td><td>富谷市富谷一枚沖87番地1</td><td>358-2531</td></tr><tr><td>みちのく石油SS/ (株)みちのく観光</td><td>富谷市富谷大清水下28番地1</td><td>358-5055</td></tr><tr><td>blue gas 富谷営業所/ (株)コマレオ</td><td>富谷市富谷北裏44番地1</td><td>358-4141</td></tr><tr><td>EneJet新富谷ガーデンシティ店/ カメイ(株)</td><td>富谷市成田一丁目6番地14</td><td>351-6312</td></tr><tr><td>エコ・ス富谷/ (株)アベキ</td><td>富谷市成田九丁目6番地1</td><td>351-5172</td></tr><tr><td>ENEOS 富谷バイパス店/ 増森屋石油(有)</td><td>富谷市ひより台一丁目43番地15</td><td>358-4926</td></tr></table> ※助成券は、登録車両以外への給油には利用できません。登録車両を変更する場合には、改めて手続きが必要です。また、自動車燃料以外には利用できません。	事業所名	所在地	電話番号	スーパーセルフあけの平SS/遠藤商事(株)	富谷市あけの平一丁目2番地1	725-7756	ENEOS [®] リア仙台富谷店/ (株)ENEOS [®] リア	富谷市上桜木一丁目1番地4	779-1225	コスモ石油 富谷給油所/ (有)松田商店	富谷市富谷一枚沖87番地1	358-2531	みちのく石油SS/ (株)みちのく観光	富谷市富谷大清水下28番地1	358-5055	blue gas 富谷営業所/ (株)コマレオ	富谷市富谷北裏44番地1	358-4141	EneJet新富谷ガーデンシティ店/ カメイ(株)	富谷市成田一丁目6番地14	351-6312	エコ・ス富谷/ (株)アベキ	富谷市成田九丁目6番地1	351-5172	ENEOS 富谷バイパス店/ 増森屋石油(有)	富谷市ひより台一丁目43番地15	358-4926
事業所名	所在地	電話番号																										
スーパーセルフあけの平SS/遠藤商事(株)	富谷市あけの平一丁目2番地1	725-7756																										
ENEOS [®] リア仙台富谷店/ (株)ENEOS [®] リア	富谷市上桜木一丁目1番地4	779-1225																										
コスモ石油 富谷給油所/ (有)松田商店	富谷市富谷一枚沖87番地1	358-2531																										
みちのく石油SS/ (株)みちのく観光	富谷市富谷大清水下28番地1	358-5055																										
blue gas 富谷営業所/ (株)コマレオ	富谷市富谷北裏44番地1	358-4141																										
EneJet新富谷ガーデンシティ店/ カメイ(株)	富谷市成田一丁目6番地14	351-6312																										
エコ・ス富谷/ (株)アベキ	富谷市成田九丁目6番地1	351-5172																										
ENEOS 富谷バイパス店/ 増森屋石油(有)	富谷市ひより台一丁目43番地15	358-4926																										

持ち物	《申請に必要な持ち物（いずれも原本）》 ①以下のいずれかの各種手帳または受給者証 ・身体障害者手帳（１種１級又は１種２級） ・精神障害者保健福祉手帳（１級） ・療育手帳（Ａ） 特定疾病療養受給者証 自立支援医療（更生医療）受給者証 } 透析を受けている方で、身体障害者手帳 １種１級・１種２級以外の方 ②車検証（本人または同居家族が所有し、本人または同居家族が運転する自家用自動車のもの） ③運転免許証（運転者のもの） ※<u>代理人の申請も可能です。</u>委任状と代理人の方の身分証明書（運転免許証・マイナンバーカードなど）をお持ちください。
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 Tel 358-3294

■ 高齢者・障がい者 外出支援事業「とみばす」

対 象

●申請する年度の4月1日現在、富谷市住民基本台帳に登録され、交通機関の利用が可能な方で、下記の①もしくは②の要件に該当する方
①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している18歳以上の方
②70歳以上の方（60歳以上の運転免許返納者を含む）
※申請時点及び交付を受けた後に、上記の要件に該当しなくなった場合は、資格を喪失することになります。

内 容

・仙台市交通局発行のＩＣカード「イクスカ※¹」を活用した富谷市オリジナルの外出支援乗車証で、10月から翌年9月までの1年間に2万円分（うち1割は自己負担）の運賃を助成します。

・「とみばす」は、氏名・住所・生年月日・顔写真が掲載されます。

・仙台市営バス・地下鉄、宮交バス、仙台イクスカエリアのＪＲ※²など、「イクスカ」が使えるすべての路線で使用できます。

・「とみばす」の新規交付や入金助成には、申請が必要です。
（残高が1万円以下のときに、1回1万円の入金申請を年間（10月から翌年9月まで）2回まで）

・「とみばすの新規交付申請」の時期は、一定期間のみの申請となりますので、「広報とみや」でご確認ください。

・「とみばす」は、入金（チャージ）をして繰り返し使用することが可能です。又、富谷市からの助成による入金以外にも、ご自身での入金（チャージ）も可能です。

・身体障害者手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、障がい者手帳の提示または、仙台市交通局で「とみばす」に福祉割引の事前登録（福祉割引用イクスカ）※²を行うことで地下鉄・仙台市営バス利用時にタッチのみで福祉割引を受けることができます。なお、福祉割引登録をした場合、年1回（10月1日～10月末）仙台市交通局にて更新手続きが必要となります。更新しなかった場合は、イクスカとしての機能が停止することとなりますので、ご注意ください。
（注：交通機関により割引又は割引の受け方が異なります。）

※¹ イクスカ(icsca)は、ICチップが内蔵されたカード乗車券で、事前に入金(チャージ)をすることで、地下鉄の改札機またはバスの運賃箱にカードでタッチするだけで運賃の支払いが出来るもの。

※² 仙台市交通局で福祉割引の手続きを行った「とみばす」は、JRの使用はできません。

【 入金額及び自己負担額 】

	入 金 額	自己負担額	自己負担額の内訳
新規 交付申請時	10,000円	2,430円	・ 入金額の1割額 1,000円 ・ 発行手数料（カード代）1,430円
それ以降	10,000円	1,250円	・ 入金額の1割額 1,000円 ・ 入金手数料 250円

窓 口

富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 TEL 3 5 8 - 3 2 9 4（障がい者の方）

富谷市役所 保健福祉部 長寿福祉課 TEL 3 5 8 - 0 5 1 3（高齢者の方）

※令和5年10月1日より市内各出張所でも入金申請が可能となりました。

■ 有料道路の通行料金割引

対 象	① 身体障害者手帳をお持ちの方が運転する乗用自動車 (営業用の車を除く) ② 第1種身体障がい者又は知的障がい者(療育手帳A)が乗車し、その移動のために介護者が運転する乗用自動車等
内 容	通勤・通学・通院等の日常生活において有料道路を利用する障がい者の方に対し、通行料金が半額になる制度です。 ETC 搭載の自動車でも同様に制度を利用できます。
注意事項	割引を受けるには市役所で手続き、またはオンライン申請が必要です。 ※オンライン申請は ETC 利用登録を希望し、かつマイナンバーカードをお持ちでマイナポータルへ登録した方のみ可能です。 《ETC ご利用の場合》 登録できる ETC カードは、障がい者ご本人名義のもの1枚に限ります。 ただし、未成年(18 歳未満)の重度障がい者の方が本人運転の割引適用を受けず、かつ本人以外の方の運転で割引適用を受ける場合には、親権者または法定後見人名義のカードも対象となります。
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 Tel 3 5 8 - 3 2 9 4

■ 自動車改造費助成事業

対 象	●上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害の障害等級3級以上の方 ●就労等社会参加に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置(ハンドル)、駆動装置(アクセル・ブレーキ)等の一部を改造する必要がある方
内 容	身体に障がいのある方が、就労等のために“普段運転する自動車”の改造費用の一部を助成します。日常的に運転することを前提としています。 障がい者本人が所有する普通自動車で10万円を限度とし、1車両1回限りです。
注 意 事 項	<u>※事前に相談と申請が必要となります。</u> 給付決定前に改造された装置類は、助成対象となりませんのでご注意ください。

【各種割引】

■ 携帯電話使用料等の割引について

対 象	詳しくは最寄りの各取扱店でご確認ください。
内 容	携帯電話の基本使用料などの割引制度があります。
取扱い店	(株)NTT ドコモ、ソフトバンク(株)、KDDI(株)、ウィルコム(株)

■ 電話番号の無料案内（ふれあい案内：１０４）

対 象	以下に該当する手帳をお持ちの方。 ●身体障害者手帳 ・視覚障がい １～６級 ・肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）１・２級 ・聴覚障がい ２・３・４・６級（１・５級はなし） ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい ３・４級（１・２級はなし） ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳
内 容	事前に登録が必要です。 ①FAX による利用の場合…「氏名、返信先 FAX 番号、ふれあい案内登録番号、暗証番号」及び「問い合わせを希望する住所、氏名、業種等」を記入の上、送信します。その後、NTT より、折り返し FAX にて、問い合わせの電話番号が案内されます。 Fax ０１２０－０００１０４（全国共通） ②電話による利用の場合…１０４番へ電話し、「ふれあい案内」の利用を希望する旨と「ふれあい案内登録電話番号、暗証番号」を伝えます。その後、NTT より問い合わせの電話番号が案内されます。 TEL 局番なし１０４（全国共通）
注意事項	手帳を持ってNTT 東日本の窓口へお申し込みください。
窓 口	NTTフリーダイヤル（ふれあい案内事務局） TEL ０１２０－１０４１７４、Fax ０１２０－１０４１３４（全国共通）

■ 郵便料金の割引

対 象	詳しくは郵便局にお問い合わせください。
内 容	盲人用録音物、点字用紙、聴覚障がい者用ビデオテープ等の郵便料が割引になります。
窓 口	富谷郵便局（富谷市富谷北裏６９－１） TEL ３５８－２５６０

【生活福祉資金のご案内】

制度概要	●世帯の自立を支援するための貸付制度です。 （実施主体：宮城県社会福祉協議会） 1 「世帯」に対する貸付制度です。 2 貸付により「経済的自立が図られる」と見込まれることが必要です。 3 他の貸付制度が優先となります。 4 実情を詳しくお話いただくことが大切です。
貸付 対象世帯	①低所得世帯 ②障がい者世帯 ③高齢者世帯 ・具体的な利用目的のためにまとめた資金を必要としていること。 ・償還（返済）の見込みが立てられる状況であること。
貸付要件	・相談から返済に至るまでの間、民生委員・児童委員・社会福祉協議会・困窮者自立相談支援機関等による継続した関わりを受け入れられる世帯であること。 ・償還（返済）の見込みが立てられる状況であること。 ・他法優先になりますので、本資金以外の銀行・クレジット等貸付が可能となることが優先となります。 ・目的に応じた資金制度となりますのでご了承ください。
次のいずれかに該当する場合はご利用いただけません	①収入がないか、又は少ないために恒常的に生活全般に困窮していると判断せざるを得ない世帯。 ②多重債務により、返済が滞っている方が属する世帯。 ③借入申込者に債務整理の予定がある、又は債務整理中の世帯。 ④既に借入れた生活福祉資金に滞納がある世帯。等
相談・申請窓 □	詳細については宮城県社会福祉協議会のホームページ内のパンフレットをご覧ください。 富谷市社会福祉協議会 住所：富谷市富谷西沢13番地（富谷市福祉健康センター内） Tel : 358-3981

【指定難病・小児慢性特定疾病】

■ 指定難病医療費助成制度

対 象	発病の機構が明らかでなく治療法が確立していない指定難病(348疾病あります)と診断された方で、申請に基づき、専門の委員による審査を経て認定された場合に受給者証が交付されます。 ※指定難病は随時更新・追加されております。
内 容	対象となる方が、医療機関を受診した際の医療費の自己負担分を一部助成する制度です。世帯の所得に応じて、月毎の自己負担上限額が決定されます。
注意事項	申請前に、主治医・医療機関の窓口・保健所にご相談ください。
窓 口	塩釜保健所黒川支所 地域保健班 TEL 358-1111

■ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

対 象	国が定める特定の疾病(801疾病あります)にかかっている18歳未満の児童等で、申請に基づき、専門の委員による審査を経て認定された場合に受給者証が交付されます。 ※対象の疾患は随時更新・追加されております。
内 容	対象となる児童等が、医療機関を受診した際の医療費の自己負担分を一部助成する制度です。世帯の所得に応じて、月毎の自己負担上限額が決定されます。
注 意 事 項	① 申請前に、主治医・医療機関の窓口・保健所にご相談ください。 ② 18歳到達時にすでにこの制度の対象となっている方で、引き続き治療が必要な場合は、20歳到達前日まで延長することができます。
窓 口	塩釜保健所黒川支所 地域保健班 TEL 358-1111

■ 指定難病等通院介護費用交付事業

対 象	指定難病、小児慢性特定疾病、特定疾患の認定を受けている20歳未満の方で、次の要件のいずれか1つに該当する方。 ・身体障害者手帳1～2級の交付を受けている方 ・13歳未満の方 ・上記以外で通院に介護が必要と医師が認めた方
内 容	通院1日につき1,500円(月6,000円が上限)の通院介護費用を交付します。
窓 口	塩釜保健所黒川支所 地域保健班 TEL 358-1111

その他、指定難病・小児慢性特定疾病に関する詳しい情報は下記をご参照ください。

・申請方法や指定医療機関について

宮城県疾病・感染症対策課(難病対策班)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/nanbyou-sutei01.html>

・制度について

① 難病情報センター <https://www.nanbyou.or.jp/>

② 小児慢性特定疾病情報センター <https://www.shouman.jp/>



【保健福祉事業】

■ 緊急通報システム事業

対 象	① 在宅のおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯 ② 在宅のひとり暮らし障がい者
内 容	緊急通報装置・ペンダント型発信機・不働通報用赤外線センサーを貸与し、健康相談などでもできる24時間対応の通報支援システムです。
注意事項	利用方法は「協力員型」「警備員型」の2種類 ①協力員型 原則として2名以上の協力員の登録が必要です。うち1名以上の協力員には、いざという時のために自宅の合鍵を預かってもらう必要があります。 ※2名以上の協力員の確保が難しい場合には、窓口までご相談ください。 ②警備員型 いざという時のために、警備会社に自宅の合鍵を預かってもらう必要があります。 警備員型をご利用の場合は、協力員の登録は不要です。 ※「協力員型」から「警備員型」への利用方法の変更は可能です。変更をご希望の場合は、窓口までご相談ください。
費 用	月額 550円（自己負担額） ※生活保護世帯は自己負担なし ※令和8年3月31日までに利用決定されている方は、月額420円のままです。 ※利用方法を変更される場合には、月額550円となります。
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 長寿福祉課 保健福祉総合支援センター TEL 348-1138

■ 給食サービス事業

対 象	心身の障がいにより自らの食事の用意が困難で栄養補完が必要な満65歳以上の高齢者または満65歳未満の心身障がい者で次のいずれかに該当する方 ・ひとり暮らしの方 ・高齢者のみ、または障がい者のみの世帯の方 ・同居家族の入院等により食事の提供が受けられない方 ・昼間独居となる世帯で家族による食事の用意が継続的に困難な方
内 容	栄養のバランスの取れた食事の提供（昼食）
費 用	1食の自己負担額 平日300円、土・日・祝日400円
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 長寿福祉課 保健福祉総合支援センター TEL 348-1138

■ 避難行動要支援者名簿への登録

対 象	災害対策基本法に基づき、災害時に避難支援等が必要な方の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成しています。名簿情報は、町内会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、消防本部、警察署(以下、避難支援等関係者)と共有し、災害時や平常時の避難訓練や安否確認等に役立てられます。 【登録対象者】 ア、65歳以上の一人暮らし高齢者・75歳以上の二人暮らし高齢者 イ、介護保険法で規定する要介護4・5の認定を受けている方 ウ、身体障害者手帳1・2級の第1種を所持している方 エ、療育手帳Aを所持している方 オ、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方 カ、その他乳幼児等、市長が必要と認める方 上記の方のうち、災害発生時に、自ら避難することが困難で、支援を希望する方。
内 容	①「避難行動要支援者名簿登録申請書兼名簿情報提供同意書」を提出いただきます。 ↓ 原本は長寿福祉課で管理します。 ②避難支援等関係者へ名簿登録情報を提供します。 ↓ 富谷市避難行動要支援者避難支援プランに定める避難支援等関係者 「町内会」、「民生委員・児童委員」、「市社会福祉協議会」、「消防本部」、「警察署」に名簿情報をあらかじめ提供します。 ③避難支援等が必要な方の個別避難計画を作成します。 ↓ 災害時必要とする支援の項目で、避難支援・その他に該当した方については 災害時の支援に備え、具体的な避難支援者の選定、避難場所や避難経路、支援方法等を検討し、個別避難計画を作成します。(声がけ・安否確認のみの方については作成しません。) ④避難訓練や災害発生時の避難支援等に活用されます。 避難情報等の伝達や避難支援・安否確認等を行います。(地震の場合原則震度5強以上)
注意事項	名簿情報は、防災目的・災害等の避難支援や救助目的以外に使用しません。関係者は、災害対策基本法による守秘義務が課せられます。
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 長寿福祉課 Tel 3 5 8 - 0 5 1 3

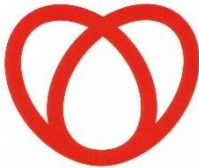
【障がい者に関するマーク】

障害者に関するマークには、主に次のようなマークがあります。

マーク	意 味
 身体障がい者標識 (クローバーマーク) (青地に白)	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
 聴覚障がい者標識 (ちょうちょマーク) (緑地に黄)	聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。 関連団体：宮城県運転免許センター 交通安全協会 Tel 022-373-3601 ※ちょうちょマークは宮城県運転免許センター内で販売していますが、取得には特別な教習・訓練が必要です。
 障がい者のための 国際シンボルマーク (青地に白)	障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に示すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。 ※このマークは「すべての障がい者」を対象としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。 関連団体：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 Tel 03-5273-0601 購入方法は、協会ホームページ https://www.jsrpd.jp/overview/symbol/ を参照してください。

マーク	意 味
 視覚障がい者のための 国際シンボルマーク (青地に白)	世界盲人連合（WBU）が定めた視覚障がい者のための世界共通のシンボルマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。 関連団体：社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 Tel 03-5291-7885
 聴覚障がい者の シンボルマーク (耳マーク) (白地に緑)	聞こえが不自由な事を表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障がい者へ配慮した対応ができることを表しています。 聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合には、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮（口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表すなど）についてご協力をお願いします。 関連団体：一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 Tel 03-3225-5600 利用方法、耳マークグッズ等の詳細は、 https://www.zennancho.or.jp/mimimark/mimimark/ を参照してください。
 ヒアリンググループ マーク (白地に緑)	「ヒアリンググループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。 このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らせ、利用を促すものです。 関連団体：一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 Tel 03-3225-5600 利用方法、耳マークグッズ等の詳細は、 https://www.zennancho.or.jp/mimimark/mimimark/ を参照してください。

マーク	意 味
 ほじょ犬マーク (白地に青)	身体障がい者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障がい者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーをきちんと訓練され、衛生面もきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。 関連団体：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 TEL 03-3595-2097 関連ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15684.html
 オストメイト用装備／オストメイト (白地に黒、十字は白)	オストメイトとは、がんなどで人工肛門、人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある障がい者のことをいいます。 このマークは、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)があること及びオストメイトであることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障がいのある障がい者であること及びその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力ををお願いします。 関連団体：公益社団法人 日本オストミー協会 TEL 03-5670-7681
 ハート・プラスマーク (青地に白、ハートと十字は赤)	「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある方は、外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障がいの方の中には、電車・バスなどの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに停めたいといったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。 関連団体：特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL 080-4824-9928

マーク	意 味
 白杖 SOS シグナル 普及啓発シンボルマーク (白地に赤) ※社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合推奨マーク	白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合には、白杖により SOS のシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。 関連団体：岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 TEL 058-214-2138
 ハートビル (白地に赤)	建築物を利用しようとする方々にとって、その建築物が利用しやすいか否かの情報はとても有用で便利となります。 法律では認定特定建築物や広告などに、認定を受けている旨をシンボルマークで表示することができるようにしています。 なお、表示の際にお年寄りや車いすを使用する方などが利用しやすい部分を図で示すことも有用です。 関連団体：国土交通省 バリアフリー新法については、次のホームページをご覧ください。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_00049.html
 手話マーク	耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。 関連団体：一般財団法人全日本ろうあ連盟 TEL 03-3268-8847

マーク	意 味
 筆談マーク	耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。 関連団体：一般財団法人全日本ろうあ連盟
 ヘルプマーク (赤地、 ハートと十字は白)	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。 このマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 関連団体：東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課 社会参加推進担当 TEL 03-5320-4147 関連ホームページは下記のアドレスを参照してください。 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/helpmark.html 【県内でヘルプマークを配布します】 宮城県内（仙台市を含む）においても、ヘルプマークを配布しております。配布窓口は各市町村担当課、宮城県障害福祉課、各保健福祉事務所等となっております。入手する際、障害者手帳等の提示は不要です。詳細は担当窓口までお問い合わせください。 ＜富谷市配布窓口＞ ・富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 ・富谷市内各出張所 ・富谷市保健福祉総合支援センター ・子育て支援センターとみここ ＜担当窓口＞ 富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 TEL 358-3294

見かけましたら皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【権利擁護に関すること】

■ とみや地域福祉サポートセンター（日常生活自立支援事業）

対 象	富谷市内にお住まいで、主に在宅で一人暮らしをされている認知機能に低下が見られる高齢者や、障がい（知的・精神）等があり、判断能力が不十分な方。 ※この事業は、ご本人との「契約」によることから、事業の支援内容についてご理解いただけることが必要となります。
内 容	福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービス
窓 口	富谷市社会福祉協議会 Tel 3 5 8 - 3 9 8 1

■ 成年後見制度

対 象	認知症や知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分となった方
内 容	・財産管理や契約で不利益をこうむったり、権利や尊厳が侵害されたりすることのないように、所管の家庭裁判所に申し立てをして、裁判官から選ばれた後見人等によって支援する制度です。ご本人の判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の３種類に分かれています。 ・身寄りがない等の理由で、申し立てをする方がいない方は、市町村長に法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判の申立権が与えられています。
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 Tel 3 5 8 - 3 2 9 4（障がい者の方） 富谷市役所 保健福祉総合支援センター Tel 3 4 8 - 1 1 3 8（高齢者の方）

■ 成年後見制度利用支援事業

市長による後見等開始の審判請求	
以下のような場合で、特に必要と認められるときに、家庭裁判所に対して後見等開始の審判の請求を行います。判断能力が不十分な知的障がいや精神障がいのある方で、①配偶者及び４親等内の親族がいないとき、②親族による申立が期待できないとき	
後見人等報酬助成	
市長が家庭裁判所に対して、後見等開始の審判の請求を行った場合や、親族が審判の請求を行う方のうち、一定の条件を満たした場合で、本人が成年後見人等に対して報酬支払い能力がないときは、一定の基準により後見人等の報酬を助成します。	
【助成対象者】①生活保護第６条第１項に規定する被保護者 ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者 ③本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市町村民税非課税であり、かつ、成年後見開始等の審判を請求するために必要な資産を持たない世帯に属する者 ④③に掲げる者に準ずるものと市長が認める者	
窓 口	富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課 Tel 3 5 8 - 3 2 9 4（障がい者の方） 富谷市役所 保健福祉総合支援センター Tel 3 4 8 - 1 1 3 8（高齢者の方）

【障害者差別解消法】

障がいを理由とする差別を解消することを目的とした障害者差別解消法（平成28年4月施行）は令和6年4月1日に改正され、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されました。事業者には、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗、個人事業主やボランティア活動をするグループも含まれます。障がいのある人から社会の中にあるバリアを除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

不当な差別的扱いの禁止

障がいを理由に、不当にサービスの提供を拒否したり、制限することを禁止しています。

（例）

- 窓口対応を拒否する。
- 対応の順序を後回しにする。
- 書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないのに、付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないのに、付き添い者の同行を拒んだりする。

合理的配慮の提供

年齢、性別、障がいの状態に応じ必要な配慮を行う義務があります。

（例）

- 駐車スペースを施設近くにする（障がい者用区画を設ける）
- 段差の解消や補助（キャスター上げ、携帯スロープなど）
- 資料を取りやすくする、見やすくする補助
- 順番を待つことが苦手な方へ、周囲の理解を得て順を変更する
- 座席を特性に応じた位置取りにする
- 疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設ける
- 筆談、読み上げ、手話などを用いる
- 案内の際、歩く速度を障がい者に合わせる
- 書類を記入しやすいような支援（わかりやすく伝える、見本の用意等）

◆留意点◆

- ・ 障がいのある方を優遇する取り扱いなど、必要な措置は不当な差別的扱いではありません。

◆障がい者とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

◆社会的障壁

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

【障害者虐待防止法】

障がい者が虐待によって権利や尊厳を傷つけられることなく安心して生活できるよう「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行されています。障害者虐待防止法では、障害者虐待を以下のとおり定義し、虐待を3つの種類に分類しています。

「虐待は未然に防ぎ、小さな兆候を見逃さず早期発見すること」が大切です。虐待を受けた障がい者、又は障がい者が虐待されていることに気づいた人は、ひとりで抱え込まないで、ご連絡ください。

虐待を受けたと思われる人を発見した人は速やかに通報しなければなりません。(通報義務)

なお、虐待の相談・通報をした方の情報は守られますので、安心してご相談ください。

障害者虐待の定義

(1)養護者（家族等）による虐待

障がい者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居する人による虐待。

(2)障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待。

(3)使用者による虐待

勤務先の雇用主などによる虐待

虐待の種類

(1)身体的虐待

殴る、蹴る、縛り付ける、閉じこめるなど

(2)性的虐待

裸にする、わいせつな行為をする、わいせつな話をする、映像を見せるなど

(3)心理的虐待

怒鳴る、ののしる、悪口を言うなど

(4)介護放棄・放任（ネグレクト）

必要な食事、入浴や排泄などの世話をしない、必要な治療を受けさせないなど

(5)経済的虐待

必要な金銭を渡さない・使わせない、勝手に財産や預貯金を使うなど

虐待に関する通報や相談窓口

富谷市役所 保健福祉部 地域福祉課

TEL 3 5 8 - 3 2 9 4

【その他】

■ 身体障害者補助犬貸与

対 象	(1) 下記の身体障害者手帳を所持している方。 ・盲導犬…視覚障害2級以上 ・介助犬…肢体不自由2級以上 ・聴導犬…聴覚障害2級 (2) 満18歳以上の者であって、県内に1年以上居住していること。 (3) 就労等社会活動への参加に効果が認められること。 (4) 補助犬を適切に利用し、飼育できること。 (5) 自己所有以外の家屋に居住する場合、補助犬の飼育について、家屋の所有者又は管理者の承諾が得られること。 (6) 障害者支援施設に入所していないこと。
内 容	視覚、聴覚、肢体に障がいがある方が自立した生活を送るため、補助犬を貸与します。なお、補助犬の貸与を受けるには、あらかじめ訓練事業者へ申し込むことや共同訓練等が必要です。
窓 口	宮城県保健福祉部障害福祉課（地域生活支援班） TEL 2 1 1 - 2 5 4 1

■ 福祉用具（車椅子）の貸出

対 象	利用者もしくは申請者が市内在住で、車椅子が必要な事故及び災害等で在宅療養している方・施設入所者で一時帰宅する方。 ※貸出期間は使用開始から原則 <u>1 年以内</u>です。
費 用	500円／月
窓 口	富谷市社会福祉協議会 TEL 3 5 8 - 3 9 8 1 住所：富谷市富谷西沢 1 3（福祉健康センター内）

■ NET 1 1 9 緊急通報システム

内 容	聴覚や発語に障がいがあり、音声による119番通報が難しい方が、携帯電話・スマートフォンから事前登録することで、119番通報がスムーズにできます。 利用料無料。※通信料が別途発生します。
窓 口	黒川地域行政事務組合消防本部指令課 TEL 3 4 5 - 4 1 6 1 Fax 3 4 5 - 0 0 1 2 E-mail 119fd-sirei@kurogyou.jp

■ 電話リレーサービス

内 容	電話リレーサービスとは、聴覚や発語に困難のある人（きこえない人）と、きこえる人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができる、法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです。※利用には登録が必要です。
窓 口	電話リレーサービスカスタマーセンター TEL 0 3 - 6 2 7 5 - 0 9 1 2 Fax 0 3 - 6 2 7 5 - 0 9 1 3

■ ヨメテル

内 容	ヨメテルとは、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある方へのサービスとして、通話相手の声を文字にする電話アプリです。双方向での利用が可能で、電話でのコミュニケーションをスムーズにする法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです。※利用には登録が必要です。
窓 口	ヨメテル・カスタマーセンター Tel 0120-328-123

■ 視覚障がい者向けの情報サービス

対 象	視覚障がいのある方
内 容	①「みやぎ県政だより」点字版・声版発行（県委託） ②電話ナビゲーションシステムによる情報の提供 ③その他、必要に応じた資料等の録音版製作・情報提供 その他の事業（一部抜粋） ①中途視覚障がい者リハビリテーション事業 中途失明者緊急生活訓練事業（県委託）として、県眼科医会と（公財）日本盲導犬協会仙台訓練センター等の協力を得て県内3か所で相談会を開催するほか、事情に応じ個別訪問も行います。 ②自立と社会参加のための各種相談・支援事業 福祉制度の利用に関する相談や情報支援機器の有効な活用法を支援します。 協会事務所への来所や電話による本人もしくは家族等関係者からの相談に対応し、適切な助言を行います。
窓 口	宮城県視覚障害者福祉協会 Tel 257-2022

■ 点字図書・録音図書の貸出

対 象	宮城県内在住で視覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方
内 容	県視覚障害者情報センターでは、視覚障がい者向けに、点字図書、録音図書（カセットテープ）、デージー図書（CD）の貸出を無料で行っています。図書目録の中から希望する図書を選んで、電話・ファックス・郵便等でお申し込みください。 図書の貸出と返却は郵送で行うことが出来ます。（郵送料は無料です。） 1回につき5タイトル以内で、貸出期間は、郵送日を除いて原則15日間以内です。
その他	①プライベートサービス 電化製品の説明書等、日常生活において必要とする生活関連資料や、センターに所属していない図書などをご希望により点訳、音訳、テキスト化して提供します。（申込は随時受付。点字用紙、CDは実費負担となります。） ②対面音訳

	一般図書・日常生活関連資料等を持参の上、来館された方に、音訳奉仕員が対面で直接お読みします。（要予約） ③相談業務 図書や資料等・日常生活における相談の他、中途失明等で点字取得を希望される方への点字訓練を行っています。また、センター内にある視覚障がい者用音声対応ソフトを備えたパソコンで、ワード、インターネット、メールが体験できます。
窓 □	宮城県視覚障害者情報センター 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉6丁目5番1号 TEL 234-4047 Fax 219-1642

■ 広報とみや音声版

対 象	視覚障がいの身体障害者手帳1～3級の方
内 容	富谷市では、対象者で希望される方に毎月広報とみやの音声版をお送りしています。（公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会委託）CDにてお渡しし、返却は不要です。希望される方は、富谷市役所市長公室まで問い合わせください。
窓 □	富谷市役所 市長公室 TEL 358-3151

■ 障害者検診

対 象	①県内で在宅生活をしている方 ②身体障害者手帳（肢体不自由）を所持している18歳以上の方 ③宮城県リハビリテーション支援センター及び他病院・施設等で継続的なリハビリを受けていない方 ④上記①～③以外で宮城県リハビリテーション支援センターの医師が必要と認めた方
内 容	身体機能（筋力、関節の動き、歩く速さ等）を評価し、身体状況に関するお悩みに対して、リハビリテーション科専門医・リハビリテーション専門職等がアドバイスを行います。 検診は予約制で、先着順で受付を行います。 日程については、下記ホームページをご覧ください。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/rehabili/shougaishakenshinn.html
窓 □	宮城県リハビリテーション支援センター クリニック班 〒981-1217 宮城県名取市美田園二丁目1-4 TEL 784-3592 Fax 784-3593

■ 駐車禁止の対象除外

対 象	・以下に該当する身体障害者手帳をお持ちの方。 視覚障害1～3級・4級1種、聴覚障害2～3級、平衡機能障害3級・5級※ 上肢不自由1級・2級の1種及び2種、下肢不自由1～4級・5～6級※、 体幹不自由1～3級、脳病変運動機能障害（1～2級、3～4級※）、内部障害1級・3級（ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害と肝臓機能障害については2級を含む） ※医師の意見書により歩行困難の程度が対象等級と同一程度と認められれば交
-----	--

	付可能な等級 - 療育手帳A、精神保健福祉手帳1級をお持ちの方。 - 紫外線要保護者（小児慢性特定医療費受給者証で確認） 車両の名義は家族でも可能ですが、障がい者一人に対し一台のみ指定します。 詳しくは警察署にお問い合わせください。
内 容	歩行困難な身体障がい者が使用する車両または生計を同一にする方が運転する車両に対し、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制から除外されます。
窓 口	大和警察署交通課（黒川郡大和町吉田字北谷地 27-1） TEL 3 4 5 - 0 1 0 1

■ 宮城県ゆずりあい駐車場制度

対象

●

身体障害者手帳をお持ちの方のうち、以下の表に当てはまる方。

				身体障害者手帳等級
視覚障害				4級以上
聴覚障害				3級以上
平衡機能障害				5級以上
肢体不自由	上肢		2級以上	
	下肢		6級以上	
	体幹		5級以上	
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能		2級以上
		移動機能		6級以上
内部障害	心臓機能障害			4級以上
	じん臓機能障害			
	呼吸器機能障害			
	ぼうこう又は直腸の機能障害			
	小腸機能障害			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			
	肝臓機能障害			

●

療育手帳をお持ちの方のうち、判定が「A」の方。

●

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、障がいの等級が「1級」の方。

●

特定疾患医療受給者・特定医療費（指定難病）受給者・小児慢性特定疾病医療受給者の方。

●

要介護認定を受けた方のうち、要介護状態区分が「要介護1」以上の方。

●

妊産婦の方のうち、妊娠7か月～産後1年までの方。
※産後は乳幼児が同乗している場合に限りです。

●

けが人または病気の方のうち、一時的に移動の配慮が必要であることを確認できる方。※医師の診断書等で必要期間を確認します。

内容

公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画について対象の方以外の不適正な利用の抑止を図るために、歩行が困難等、移動に配慮が必要であると認められる対象者に対し、障害者等用駐車区画の利用証を交付する制度です。対象となる駐車区画を利用する際に、車内に利用証を掲示します。

窓 □	【郵送での申請】 （送付先）〒９８０－８５７０ 住所記載不要 宮城県保健福祉部社会福祉課 宛て 【窓口での申請】 宮城県保健福祉部社会福祉課地域福祉推進班（県庁７階北側） 〒９８０－８５７０ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号 TEL ２１１－２５１９ Fax ２１１－２５９４ もしくは宮城県の各保健福祉事務所（地域事務所）へ持参してください。
-----	--

- ◇編集・発行 富谷市保健福祉部地域福祉課 障がい保健福祉担当
◇協力 各種サービス提供団体 様

<当ガイドブックに関する問い合わせ先>

〒981-3392

宮城県富谷市富谷坂松田30番地

TEL 022-358-3294 (直通) FAX 022-358-9915

E-mail chiikihukushi@tomiya-city.miyagi.jp